

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1. 理念・目的
	指摘事項	工学部および工学研究科の人材育成目的・教育目標については、2009（平成 21）年度より『学生便覧』やホームページなどを通じて周知しているが、これらは学則などに規定することが望まれる。
	評価当時の状況	<p>理念・目的等の周知徹底を以下のとおり行っていたが、“養成すべき人材像”が学則などの規定に明記されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『学生便覧』（毎年年度初めに配布）に、建学の理念および工学部および大学院(修士・博士)における教育目標等を明記 ・履修ガイダンスで、建学の理念および養成すべき人材像の資料を配布するとともに説明を実施（2008 年度後期～） ・常に学生が自分の目指すべき姿を認識できるよう建学の理念・目的、養成すべき人材像を記したパネルを学生ロビーに掲示 ・大学のホームページや大学案内に建学の理念・目的、養成すべき人材像を掲載
	評価後の改善状況	指摘を踏まえ、平成 23 年 2 月に学内委員会にて学則に規定する“養成すべき人材像”は、学生便覧に記載している“教育目標”と同一とすることを決定した。教員会議にて『豊田工業大学学則』ならびに『豊田工業大学大学院学則』に“人材育成目的”として追記を行うことが了承され、翌 3 月に文科省に学則変更の届出を行った。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
・豊田工業大学学則		

	・豊田工業大学大学院学則					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
2	基準項目	2. 教育内容・方法 (1) 教育課程等
	指摘事項	工学研究科では、社会人特別入試制度を設けているにも関わらず、社会人受け入れに対応するための教育課程上の特別な配慮(昼夜開講制や土日開講制、長期履修制度など)がなされていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	本学の大学院修士課程では、社会人特別入試において、企業等に勤務している者に限定し、フルタイムの学生として一般の学生と同様に社会人を受け入れている。一方で、博士後期課程の社会人学生に対しては、ノンフルタイム制度を併用しており、また、博士後期課程の学生はバックグラウンドが個々に違うことを考慮し、本学独自の個別履修プログラムを採用する等の対応をしているが、更なる配慮についての検討については未実施であった。
	評価後の改善状況	本学の大学院修士課程の社会人特別入試では、すべて「企業等において工業技術に関する業務に従事している者で、勤務先の所属長から推薦を受け、かつ在籍のまま入学することを認められた者」をフルタイム学生として入学させている。本学では、これらの修士社会人学生が、他の一般学生と同じ教育課程に沿って履修を行うことにより、共に学び合い、互いに切磋琢磨しながら学修することにより、より大きく成長することを期待している。従って、本学の場合、社会人修士課程学生に対する特別な配慮は必要ないものと考えられる。

		<p>一方、博士後期課程学生に対しては、主として、職業を有しているノンフルタイム社会人学生の修学を支援するために、種々の案を博士課程委員会で検討した結果、標準修業年限(3年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了する「長期履修学生制度」を新たに導入した。本制度は、授業科目の履修や学位論文の審査過程により修了が延期となる者を救済する制度ではないため、当該課程入学時に申請することとしているが、その後に特別な事由が生じた場合にも、変更を申し出ることができる。なお、授業料は在学期間と長期履修期間に応じ、修了までに「通常の授業料年額×標準修業年限」の合計額が納入されるよう再計算を行うこととし、長期履修する学生に対応した制度になっている。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田工業大学大学院修士課程募集要項 ・ 博士「長期履修学生制度」の新設について (大学院教授会議事録別紙<H24. 2. 21 第 404 回大学院教授会決定>) ・ H25 学生便覧 VII大学院博士後期課程の学修と研究 6. 各種支援制度(2) p. 86-87 					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
	<p>検討所見</p>				
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
3	基準項目	2. 教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	工学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が 50 単位であり、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。さらに、前学期の GPA が 3.0 以上の学生に関しては上限も設けられていないことから、上限を設定するなどの改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学基準協会のガイドラインでは1年間に登録できる単位数は 50 単位未満としており、本学はこれを超えている。また、成績優秀者にはキャップ制を適用外とし、上限を設けていない点が指摘された。
	評価後の改善状況	2011 年度より、学部学生及び優秀学生の学修の質を確保するために適正な履修基準について、教務委員会及び専任教員会議で継続的に審議を行った。その結果、新カリキュラム (2012 年 4 月入学者より適用) から、以下のとおり上限を設定した。 ▼各学期の登録上限単位数を 24.5 単位に設定 (年間登録上限単位数は 49 単位) ▼成績優秀者 (全学期 GPA3.0 以上) の登録上限単位数を 32 単位に設定 現在においても、改善後のルールを継続運用しており、問題は生じていない。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 豊田工業大学工学部履修細則 第 7 条 (2012 年 1 月改正)	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評価	1 2 3 4 5	

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
4	基準項目	2. 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	工学研究科では、学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されていないので、大学院履修要項などに明示することが望まれる。
	評価当時の状況	<p>【修士課程】 学位授与方針については、学生に明示されていなかった。</p> <p>なお、学位論文審査基準については評価を受ける前より、毎年度発行する冊子「修士論文 要領」に掲載及び配布し、学生に明示している。</p> <p>【博士後期課程】 博士後期課程で、博士論文の英語による記述、3編以上の学術誌論文発表、そのうち1編は筆頭著者として英語学術論文の発表を義務付けていることについて、学生へ配布する資料に明記されていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>(1) 学位授与方針 【修士課程・博士後期課程】 平成 22 年度中にディプロマポリシーとして策定し、平成 23 年度からホームページおよび「学生便覧」に明示した。</p> <p>(2) 修了要件 【博士後期課程】 修了要件は、「学生便覧」本文中に明示しているほか、根拠となる規程をホームページおよび「学生便覧」に掲載し、学内外に公開している。なお、“博士論文の英語による記述、3編以上の学術誌論文発表、そのうち1編は筆頭著者として英語学術論文の発表を義務付けている”ことは、「課程博士の学位認定に関する申し合わせ」として規定しており、平成 23 年度から「学</p>

	<p>生便覧」本文中に明示するとともに、申し合わせを「学生便覧」および「博士後期課程学位申請手続関係資料」に掲載している。</p> <p>(3) 学位論文審査基準</p> <p>【修士課程】 対応済み。 (冊子「修士論文 要領」に掲載・配布し、学生に明示している。)</p> <p>【博士後期課程】 平成 23 年度中に策定し、平成 24 年度から「学生便覧」に明示した。</p> <p>以上に関して、新入生には「学生便覧」および「博士後期課程学位申請手続関係資料」を入学時に配付し、履修ガイダンスにおいて説明している。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>○H25 学生便覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針…p. 70 (1. 修士課程の教育目標) p. 83 (1. 博士後期課程の教育目標) ・博士論文に関する要件…p. 84、P177 (申し合わせ) ・修了要件…p. 85～86、p. 137 (大学院学則第 6 章) ・満了要件…p. 141 (学位規定第 5 条) ・学位論文審査基準…p. 86 <p>○平成 24 年度 修士論文 要領…p. 4, 5 (V. 成績評価)</p> <p>○博士後期課程学位申請手続関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士論文に関する要件…p. 27 (申し合わせ) <p>○ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針 (ディプロマポリシー) …該当頁 ・修了要件 (大学院学則/博士後期課程の修了要件) …該当頁 	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
5	基準項目	2. 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	工学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続を経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	本学大学院の博士後期課程に標準修業年限以上在学し、個別履修プログラムを完了し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者（「満了者」）は、再入学しないで、博士後期課程に入学した日から起算して6年以内（休学期間を除く）であれば、大学院博士後期課程における課程修了による学位授与の申請をすることができる。（豊田工業大学大学院博士課程における課程修了による学位審査に関する細則 第2条2項）
	評価後の改善状況	<p>【本学博士後期課程の現状】</p> <p>(1) 学生の経済状況</p> <p>本学はトヨタ自動車の社会貢献活動の一環として設立された大学であるが、同社から財政的支援を受けることにより、授業料を国立大学並（学部のみ）に抑えたり、独自の奨学基金（豊田奨学基金）を設けたりするなどして、学生の経済的支援を行っている。貸与奨学金は、一定の家計基準、学力基準は設けているものの、条件を満たせば人数制限なく貸与している。</p> <p>上記の支援策を入学動機の一つとする学生は少なくなく、2012年度は学部・修士学生の実に43%が貸与奨学金を受給している。また、博士後期課程には、現在7名の一般学生が在学しているが、</p>

	<p>そのうち5名が学部・修士の両方で、1名が修士時代に貸与奨学金を受けている。このように、本学では、学生の奨学金への依存率が極めて高い状況にある。</p> <p>(2) 博士後期課程の給付奨学金受給</p> <p>社会人学生は所属企業から収入を得ているため、基本的に大学からの経済支援は行われない。一方、留学生および一般学生には経済支援は不可欠であり、前述の豊田奨学基金による給付奨学金制度を整備している。2012年度には、実際に留学生（国費留学生を除く）、一般学生の全員が給付奨学金を受給している。貸与奨学金と異なり、給付奨学金は人数枠があり、今後学生数が増加した場合に備えて、経済支援制度の見直しを急いでいる。</p> <p>(3) 修了要件と満了要件</p> <p>博士後期課程の修了要件は、大学院学則第27条に、「当該課程に3年以上在学し、外国語能力について別に定める要件を満たすとともに、個別履修プログラムを完了し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること」と規定されている。</p> <p>また、満了要件に関しては、学位規定第5条第3項において、「本学大学院の博士後期課程に標準修業年限以上在学し、個別履修プログラムを完了し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者」を“満了者”とする旨、規定している。</p> <p>以上を踏まえ、2011～2012年度にかけ、博士課程委員会において改善策を検討した。</p> <p>(1) 満了制度の厳格運用</p> <p>本学では、「満了要件」を極めて厳格に扱っている。すなわち、学生の履修内容は、入学前の経歴等を踏まえ、学生一人ひとりについて個別に決定している（個別履修プログラム）。学生の研究指導に当たっては、指導教員のみでの指導にとどまらず、入学後0.5年（課題発表）、1.5年（中間発表）、2.5年（論文予告発表）に発表機会を設け、複数の教員（博士課程委員10～12名程度が常時出席）から多様な指導を受ける体制を整えている。さらに、2011年度からは副指導教員の選任を必須化し、一層の指導体制の充実を図った。このような体制のもと、個別履修プログラムに合格し、3回の研究発表（課題/中間/論文予告）を実施・合格し、必要な実験・研究を終え、教員からの研究指導の全てを完了した場合に限り、満了を</p>
--	--

		<p>認定している。満了後は、学位審査を残すのみとなる。</p> <p>(2)満了制度の一部見直し</p> <p>在学関係を維持する点に関しては、2012 年度後期より次の見直しを行った。すなわち、従来は満了要件を充足した場合は退学するものとしていたが、見直しにより退学と在学延長とを選択できるように変更した。さらに、満了要件を充足した学生が在学延長する場合には、授業料を半額とすることとし、経済的配慮を行うことも決定した。</p> <p>本来であれば、全員が在学関係を維持したまま学位取得をめざす体制が望まれるが、現状では十分な経済支援制度が確立されていないため、今後の課題とした。授業料や奨学金の給付は3年間で打ち切られ、学生寮も十分な居室数を確保できないため、入寮の継続を確約できない状況にある。これら環境の整備なくしては、学位取得の道を狭めることになり、満了者には授業料を納めることなく学位審査を継続できる道の一部に残した。今後、学内の環境の整備と併せて、改善策を継続的に検討することとした。</p>			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田工業大学大学院博士後期課程における課程修了による学位審査に関する細則 ・ 豊田工業大学大学院学則(第6章 第27条) ・ 学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料、豊田奨学基金 … p.104-107 ・ 学位規定 … p.141-144 ・ 大学院博士後期課程の学修と研究 … p.83-89 					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
6	基準項目	3. 教員組織
	指摘事項	61 歳以上の教員の割合が 34.8%と高くなっていることから、今後の教員採用計画などにおいて、全体のバランスをとるよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学評価の年は、定年（教授 65 歳，准教授以下 60 歳）を控えた教員が特に多数在籍する年度であった。また、定年退職予定教員の枠を用いた人事も公募中あるいは選考中のものが多く、新任教員の着任はわずかで、全体的に教員の年齢層が高い時期に当たっていた。
	評価後の改善状況	高齢教員の退職および、その教員枠を用いた人事選考が進み、教員、特に教授層の若返りが実現しつつある。その結果、資料に示すように 2009 年度には 61 歳以上の教員が最も多数を占めていたものが、2013 年では 51～60 歳の教員が最多となり、教員の年齢構成の偏りが改善されつつある。特に、指摘のあった 61 歳以上の教員が全教員に占める割合は 10%まで低下している。今後も同様な教員人事を計画的に進める予定であり、更なる改善が進むものと考えられる。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 教員の年齢構成（2009 →2013 年）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

提言に対する改善報告書

大学名称 豊田工業大学 (評価申請年度 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
7	基準項目	3. 教員組織
	指摘事項	大学院担当教員の研究指導資格の基準が規程、内規などの形式で整備されていないので、明文化が望まれる。
	評価当時の状況	講師以上の教員採用にあたっては、従来から「①十分な研究業績を有すること。②博士の学位を有すること。③大学院における研究指導ができること」を条件として公募し採用してきたが、「教育職員選考規程」では、教授、准教授、専任講師・助教、助手として選考できるための資格が定められていただけで、特に、大学院における研究指導に関する資格についての規定が明示されていなかった。
	評価後の改善状況	指摘に応じ、大学院担当教員の研究指導資格について制度上の見直しを行い、平成 23 年 4 月 1 日付けで「教育職員選考規程」を改正し、選考の基準（第 3 条）に「大学院における教育、研究指導を行う教員として選考できる者は、大学院設置基準において定められた要件を満たす者とする」との文言を付加した。これは、大学院担当教員の公募に際して従来から応募資格として求めていたものであり、今回、これを明文化した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員候補者選考規程（規程 第 6 号） ・教員会議資料「教育職員候補者選考規程」新旧対照表 	
	< 大学基準協会使用欄 >	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	